

こんなときには国保に届け出を

住民課 町民生活グループ ☎ 26-7871
(総合ケアセンターゆくり内)

国民健康保険は自動的に脱退されないで届け出が必要です。

町外に引っ越し場合や、勤め先の健康保険(社会保険等)に加入した場合でも、国民健康保険は自動的に脱退にはなりませんので、届け出が必要です。

次の理由が生じたときは、14日以内に届け出をしてください。

届け出をされないと、保険料が二重になったり、医療費が全額自己負担になるなど、被保険者に不利益になることがあります。

届け出が必要な場合

- ①町外に転出した
- ②社会保険など他の保険に入った・家族の保険の被扶養者になった
- ③生活保護の受給を開始した
- ④死亡した

届け出に必要なもの

- 国民健康保険証、以下の書類
- ②の場合…新しい保険証または健康保険資格取得証明書
 - ③の場合…生活保護開始決定通知書
 - ④の場合で葬祭費の申請をするとき…葬儀を行ったことと喪主の氏名が確認できるもの(会葬礼状ハガキなど)、喪主名義の口座が確認できるもの

結婚新生活支援補助金

住民課 子育て支援グループ ☎ 26-7872
(総合ケアセンターゆくり内)

新婚世帯に新生活に伴う住宅の取得・家賃や引越に係る費用の一部を助成しています。

対象世帯

- 次の要件をすべて満たす世帯
- ・令和6年1月1日～令和7年3月31日に婚姻届を提出し受理された世帯
 - ・夫婦ともに婚姻日の年齢が39歳以下の世帯
 - ・町内に住民票がある世帯
 - ・新婚世帯の令和5年分の所得の合計が500万円未満の世帯(貸与型奨学金を返済している場合は返済額を所得から控除した額)
 - ・市町村民税などに滞納がない世帯
 - ・過去にこの制度の補助を受けたことがない世帯

対象経費

- 令和6年4月1日～令和7年3月31日に係る次の経費
- ・新規の住宅購入費用
 - ・新規の住宅賃借費用(賃料、敷金、礼金、公益費、仲介手数料)
 - ・結婚に伴う引越費用
 - ・住宅のリフォーム費用
- ※住宅手当や引越手当などの支給がある場合は手当て分は補助対象外

助成額

- ・夫婦ともに29歳以下の世帯…上限60万円
- ・それ以外の世帯…上限30万円

申請期限

- 令和7年3月31日(月)
※令和7年1月以降に手続きされる場合は、事前に連絡をお願いします。

提出書類

- ・補助金申請書(町ホームページからダウンロードできます)
- ・戸籍謄本または婚姻証明書
- ・夫婦の令和5年分の所得証明書
- ・世帯全員の納税証明書または滞納がないことを証明する書類
- ・売買または賃貸の場合は契約書
- ・領収書等支払金額の分かる書類
- ・住宅手当等支給証明書(対象者のみ)
- ・貸与型奨学金の返済額が分かる書類(対象者のみ)

水質検査結果・水質検査計画の公表

建設課 上下水道グループ ☎ 27-2326

町内で供給している水道水について、町は令和5年度の水質検査結果をまとめました。

水質検査成績書では、町内の水道水は、一般細菌や大腸菌も検出されず、味や臭気にも異常がないことが確認されました。

詳しい検査結果と水質検査計画は、町ホームページをご覧ください。



丸太の販売

産業経済課 林業・森林再生推進グループ ☎ 27-2419

厚真町環境保全林を整備した際に伐倒したカラマツやナラなどの丸太を販売します。

販売日

5月26日(日) 9時から

集合時間・場所

8時40分までに役場別館前に集合
※そろい次第、現地にご案内します。

販売場所

環境保全林内
※丸太の運搬はご自身でお願いします。

販売数量

長さ約1.2mの丸太を51山(1山1㎡程度)

販売対象者

町内在住の個人で、家庭用に丸太を使う方

申し込み

5月22日(水)までにインターネット(QRコードから)または電話で申し込みんでください。



町民植樹会の参加者募集

産業経済課 林業・森林再生推進グループ ☎ 27-2419

胆振東部地震の被災地で行う植樹の参加者を募集します。

開催日

6月16日(日)

場所

町内

集合時間・場所

8時30分までに役場別館前に集合
※現地まで小型マイクロバスなどで移動します。

持ち物

作業しやすい服装、長靴、軍手、タオル、飲料など

申し込み

6月12日(水)までにインターネット(QRコードから)または電話で申し込みんでください。



緑化推進等補助

厚真町森林愛護組合連合会事務局 ☎ 27-2419
(産業経済課 林業・森林再生推進グループ内)

町内での緑化や森林と人との関係づくりに係る費用の一部を助成しています。

緑化推進事業

町民が目にすることができる場所に緑化木を植栽する際の苗木代や資材費を助成します。

森づくり活動助成事業

他の補助金を活用しない森林整備や環境教育プログラムなどに使用する資材費などを助成します。

対象 町民・町内の団体

補助金額 1件5万円以内

募集期間 11月29日(金)まで

対象 町民・町内の団体

補助金額 1件5万円以内

募集期間 令和7年3月7日(金)まで

障がい者の方の軽自動車税減免

住民課 税務グループ ☎ 26-7871
(総合ケアセンターゆくり内)

一定以上の障がいがある人のために使用する軽自動車は申告で減免になる場合があります。

対象

- ①障がい者本人または精神障がい者および18歳未満の身体障がい者と生計を一にする人が軽自動車を所有し運転する場合
 - ②障がい者のみで生活する人が所有する軽自動車を常時介護する人が運転する場合
- ※軽自動車税以外の自動車税の減免については、苫小牧道税事務所(☎0144-32-5286)へお問い合わせください。

※減免は普通自動車など含め、障がい者1人につき1台に限ります。

減免となる税額

原則全額

申請期間

5月31日(金)まで

必要書類

- ①減免申請書
 - ②運転免許証
 - ③自動車検査証
 - ④軽自動車税納税通知書
 - ⑤通知カードまたはマイナンバーカード
 - ⑥次の(ア)~(イ)のうちいずれか1点
(ア)身体障害者手帳 (イ)精神障害者保健福祉手帳
(ウ)療育手帳 (エ)戦傷病者手帳
- ※場合により生計を一にする証明書・常時介護証明書などが必要です。
- ※減免の対象となる障害等級はお問い合わせください。

アパート建築費の補助制度

建設課 都市施設グループ ☎ 27-2325

アパートの建設にかかる費用の一部を補助します。

対象

新たに町内の市街化区域内に民間アパートを建設する方(法人・個人)

補助額

- 1LDK…1戸当たり120万円
- 2LDK…1戸当たり130万円
- 3LDK以上…1戸当たり150万円
- ※1棟当たり上限金額は960万円
- ※防犯対策を各戸に行う場合、1棟につき10万円を上限として増額

受付期間

5月31日(金)まで
※複数の交付希望者がある場合は抽選により決定(町内在住の方を優先)

めぐるくん運行時間の延長

まちづくり推進課 企画調整グループ ☎ 27-3179

デマンド交通めぐるくんの運行時間は引き続き延長して対応します。

デマンド交通めぐるくんは、令和5年8月1日から運行時間を延長し、大勢の町民の皆さんに利用していただいています。

令和6年度も引き続き運行時間を延長していますので、是非ご利用ください。なお、ご利用対象者や利用方法、利用料金に変更はありません。

詳しくは、全戸配布の厚真町公共交通ガイドブック(令和6年度版)をご覧ください



地域再生コミュニティ活動支援

まちづくり推進課 企画調整グループ ☎ 27-3179

地域の活力を再生するための活動や事業に町地域再生コミュニティ活動支援事業の補助金を交付します。

対象者

- ・自治会
- ・実行委員会などの共通目的を持った団体・組織
- ・その他町長が認めた団体・組織など

補助対象事業

- ・子育て支援事業
 - ・高齢者支援事業
 - ・空き家対策事業
 - ・防犯対策事業
 - ・その他町長が認める事業
- ※国や北海道、その他機関の助成金を受けていない事業に限る

提出書類

- ・交付申請書
- ・事業計画書および予算書
- ・写真など事業実施前の状況が分かる資料
- ・団体の規則等

補助金の額

上限30万円
※補助対象経費の総額から補助事業の実施に係る収入額を控除した額で、1万円未満の端数がある場合は切り捨て
※活動実績が把握できない団体が実施する活動や単に財源の補てんとみなされる活動、他の補助金の交付を受けている活動などは、対象となりません。

まちおこし奨励

まちづくり推進課 企画調整グループ ☎ 27-3179

町内の団体やサークルなどが自主的、主体的に取り組む事業に係る費用の一部を助成しています。

対象事業

- ①まちおこし事業 ②人材育成事業
- ③特産品開発事業 ④文化活動
- ⑤地域活動 ⑥その他まちおこしと認めた事業

※団体の経常的運営費、営利を目的とするもの、入場料を徴収するもの、事業費が5万円未満のものは対象にならない場合がありますので、事前にお問い合わせください。

対象者

団体・サークル

補助金額

補助対象経費の3分の2以内(1事業の上限は30万円)

募集期間

12月27日(金)まで

町長選挙 立候補予定者説明会

選挙管理委員会事務局 ☎ 27-2322

町長選挙の説明会を開催します。出納責任者は必ず出席してください。

●町長選挙 立候補予定者説明会

- 日時**
6月6日(木) 10時30分～
- 会場**
総合福祉センター

●町長選挙スケジュール

- 6月6日(木) 町長選挙立候補予定者説明会
- 6月19日(水) 立候補届出書類事前審査
立候補予定者選挙公報事前審査
- 6月25日(火) 選挙告示日、選挙入場券発送
立候補届出受付
- 6月26日(水) 期日前投票・不在者投票開始
- 6月30日(日) 投票日(即日開票)
- 7月1日(月) 町長当選証書の付与
- 7月17日(水) 選挙運動費用収支報告書期限

新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置

住民課 税務グループ ☎ 26-7871
住民課 福祉グループ ☎ 26-7872

令和6年度分個人住民税の定額減税

賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、デフレ脱却のための一時的な措置として、昨年12月22日に閣議決定された税制改正大綱で、令和6年度分個人住民税の減税が実施されることとなりました。

対象者

令和6年度分の個人住民税に係る合計所得金額が1,805万円以下で、定額減税適用前に納付すべき所得割がある方

減税額

本人と配偶者を含む扶養親族1人につき1万円

※対象となる方は国内に住所を有する方に限ります。
※特別控除可能額が所得割額を超える場合は所得割額が控除限度となります。

※個人住民税の均等割額(町民税3,000円、道民税1,000円)と森林環境税(国税1,000円)からは控除されません。

※定額減税は住宅ローン控除や寄附金税額控除など、全ての控除が行なわれた後の所得割額から減税されます。

減税方法

①給与所得に係る特別徴収(給与所得者の方)

令和6年6月分は徴収されず、定額減税後の税額を令和6年7月～令和7年5月分の11カ月でならされます。

	令和6年					令和7年						
通常	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
減税後	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
	6月分は徴収されません											

②普通徴収(事業所得者等の方)

定額減税前の税額をもとに算出された第1期分の税額から控除され、控除しきれない場合は第2期分から控除されます。

	令和6年		令和7年	
通常	第1期	令和6年6月	第2期	令和6年10月
減税後	第1期	令和6年6月	第2期	令和6年10月
	6月分から控除(控除しきれない場合は10月分から控除)			

③年金所得に係る特別徴収(年金所得者の方)

定額減税前の税額をもとに算出された令和6年10月分の特別徴収額から控除され、控除しきれない場合は令和6年12月以降の徴収額から順次控除されます。

	令和6年			令和7年		
通常	4月	6月	8月	10月	12月	2月
減税後	4月	6月	8月	10月	12月	2月
	令和5年に確定・通知済み			10月分から控除(控除しきれない場合は12月以降から控除)		

定額減税を十分に受けられないと見込まれる方への調整給付

対象者

所得税、住民税所得割にかかる定額減税可能額が、それぞれ令和6年分推計所得税額、令和6年度分個人住民税所得割額を上回る方

定額減税可能額

所得税分
…減税対象人数1人につき3万円

住民税所得割分
…減税対象人数1人につき1万円

※減税対象人数は、納税者本人+控除対象配偶者+扶養家族(16歳未満の扶養親族を含む)の数で、国内居住者に限ります。

給付額

①+②の合算額(万円単位に切り上げ)

①…所得税分定額減税可能額-令和6年分推計所得税額

②…住民税所得割分減税額-令和6年分住民税所得割額

申請方法

6月中旬以降に町から確認書を発送予定

低所得世帯への給付金

対象者

①令和6年度新たに住民税非課税者のみで構成される世帯

②令和6年度新たに住民税所得割が課されていない者のみで構成される世帯

③上記①または②に該当し、18歳以下の子がいる世帯

給付額

①②…1世帯につき10万円

③…18歳以下の子1人につき5万円

申請方法

6月中旬以降に町から確認書を発送予定

起業化支援

産業経済課 経済グループ ☎ 27-2486

起業をめざす新規事業者の事業立ち上げなどに必要な経費に対する補助金を交付します。

対象者

・町内で起業を予定している方
・起業して3年未満の方
※その他の要件あり

補助率

2分の1以内

補助限度額

200万円(空き店舗を活用する場合は250万円)

申し込み期限

1期…5月15日(水)

2期…8月15日(木)

3期…11月15日(金)

4期…令和7年2月14日(金)

※申し込みを希望する方は事前に産業経済課経済グループにご相談ください。

対象事業

起業するために必要な施設の建築や改修等を行う費用や起業時の安定した事業継続を図るために必要な費用

対象経費

報償費、旅費、役務費、委託費、工事請負費、備品購入費、需用費、使用料および賃借料、償還費等

対象期間

起業した日から3年後の応当日の前日まで

産業経済課 経済グループ ☎ 27-2486
町商工会 ☎ 27-2456

商工業振興支援

経営者の創意工夫のある取り組みや雇用拡大、定住支援に必要な経費に対する補助金を交付します。

対象者

町内において1年以上営業しており、町税を滞納していない次の商工業者

・個人事業者…町内に住所を有している方

・法人…町内に事業所等を有している中小企業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に掲げる中小企業に限る)

※その他の要件あり

補助対象事業と補助額

①経営強化促進補助金

内容	商工業者が自ら行う、積極的かつ創意工夫を凝らした以下の取り組みに必要な経費を補助します。 ・施設の増改築または改修事業 ・新製品または新技術の試験・研究・開発事業 ・ICT化事業 ・新分野事業への拡大事業
補助額	資本金1,000万円以下▷2分の1 資本金1,000万円超1億円以下▷3分の1(上限200万円)

②雇用拡大奨励金

内容	町内における雇用の場の確保および拡大を図るため、新たに常用労働者を雇い入れ、雇用定数を増した事業者に対し奨励金を交付します。
補助額	1人につき30万円(1年度につき2人まで)

③職住近接奨励金

内容	町外から町内の事業所に通勤している常用労働者が町内に転入する際に手当を支給する事業者に対し奨励金を交付します。
補助額	3分の2以内(1人につき20万円まで)

申し込み期限

①経営強化促進補助金

1期…5月15日(水)

2期…8月15日(木)

3期…11月15日(金)

4期…令和7年2月14日(金)

②雇用拡大奨励金

③職住近接奨励金) 随時受付

申し込み先

町商工会 ☎ 27-2456

※その他の要件等、詳細は町商工会までお問い合わせください。